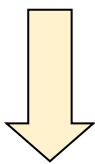


## 山形市空き家バンクに協力いただける事業者（協力事業者）の方へ

### ◆ 「山形市空き家バンク」の登録、契約等の手順

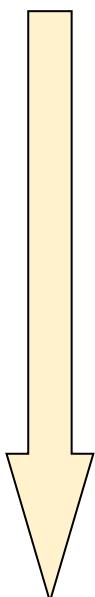
#### ①空き家所有者の相談



- 空き家バンクに物件を登録するには、空き家の所有者が協力事業者と媒介契約を締結する必要があります。

山形市の窓口（管理住宅課）に所有者から空き家バンク登録の相談があった場合は、協力事業者を紹介します。

#### ②媒介契約を締結



- 空き家所有者と相談の上、売買・賃貸借の媒介契約を締結してください。締結後、空き家バンクの申込みを山形市（管理住宅課）に行います（協力事業者が代行可能）。

山形市に提出する書類のうち、山形市空き家バンク登録カード（別記様式第3号）は、協力事業者で記入をお願いします。

**空き家バンクに登録できる空き家**は、次のいずれにも該当する空き家です。

- (1) 山形市内の戸建て空き家（空き家になる予定のものを含む）
- (2) 新築時から賃貸を目的に建築されたものでないもの
- (3) 分譲を目的としないもの
- (4) 安全性に問題がない建築物であるもの
- (5) 不動産登記がされているもの
- (6) 建築物の状態、周囲の環境等により、当該空き家を利用することについて、問題がないもの
- (7) 土地と建物の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意が必要です。

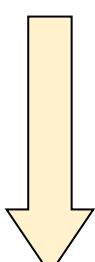
空き家バンクの登録期間は、最長で3年間、更新も可能です。

#### ③物件の登録の決定通知



- 空き家バンクに登録が決定されると、所有者及び協力事業者に空き家バンク登録決定通知が送付されます。

#### ④登録物件の公開

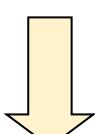


- 登録物件の概要や間取り図、写真、担当する協力事業者の名称及び連絡先等を山形市公式ホームページや全国版空き家バンクホームページへ公開します。
- 協力事業者のホームページ等でも情報発信にご協力ください。

**協力事業者に直接問い合わせがあった場合…**

それぞれ仲介する空き家の開示方法に基づいて対応をお願いします。

#### ⑤登録物件の現地見学



- 利用希望者から登録物件の現地見学の申し出があったときは、協力事業者に連絡します。協力事業者と利用希望者間で日程調整の上、物件の現地見学を行います。

**⑥利用希望者との交渉・契約**・協力事業者は、登録物件の売買、賃貸等について成約したときは、山形市に成約報告書を提出してください。

山形市は、登録物件の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約の締結については、直接関与しません。

## 空き家バンク協力事業者へ お願い

- (1) 協力事業者の情報（名称及び連絡先）は、山形市のホームページにより周知します。  
問い合わせがあった場合は、ご協力お願いします。
- (2) 空き家バンクに登録できない空き家の相談を受けたときは、  
空き家の所有者に処分の方法などの助言をお願いします。
- (3) 山形市から空き家バンクに登録する空き家の情報（見取り図、間取りなどの電子データ）  
の提供を依頼することができますので、ご協力ください。
- (4) 利用希望者について、山形市空き家バンク実施要綱第12条に利用の拒否について規定  
がありますので、利用希望者へ周知するようご協力お願いします。

以下は、第12条の主な内容

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める利用希望者に対しては、空き家バンクの利用を拒否することができる。

- (1) 第6条第3項各号に掲げる者
  - ① 暴力団（山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（山形市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 登録物件を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空き家を利用させることが不適当であると認める者